

太枠内に記入してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可申請書

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住 所：〒

職業又は団体名：

氏名（代表者）：

電 話 番 号：

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報が警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

Table with 2 columns: Field Name and Content. Fields include: 使用学校園 (神戸市立 学校・幼稚園), 行事名, 使用目的, 使用中の責任者 (住所, 氏名, 電話), 使用日時 (月 日 (曜日) (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分), 使用施設 (講堂 体育館 家庭科教室 普通教室 (室) 校庭 その他 ()), 特別設備 (有・無), 使用物件 (有・無 (机: 脚, 椅子: 脚, その他: )), 参集人員 (約 名 (参集者の内容: )), 使用料免除申請 (神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 □第1号 □第2号 □第3号に該当)

※以下、学校園使用欄

上記申請について、当校園において支障ありません。
年 月 日
神戸市立 学校・幼稚園 学校(園)長 氏名

※以下、教育委員会使用欄

Table with 2 columns: Field Name and Content. Fields include: 使用区分 (平日 土曜 日曜 祝日 / 午前 午後 夜間 午前・午後 午後・夜間 終日), 使用料 (円 使用料免除 有(第1・2・3号) 無 調定額 円), 納入通知書番号 (No. 調定(発行)日 月 日 納期限 月 日), 備考, 上記申請について、使用の許可及び使用料を徴収・免除してよろしいか。 決裁 (年 月 日) 課長 係長 担当, 分類 (年保存)

## 【神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和 42 年 10 月 5 日教委規則第 10 号）抜粋】

（使用料の免除・後納）

第 6 条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請に基づき免除することができる。

- (1) 神戸市又はその執行機関が主催し又は共催するとき。
- (2) 社会教育法に定める諸行事で当該学校の地域社会と密接な関連を有するとき。  
（注）社会教育法に定める諸行事とは、「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（教育及びレクリエーションの活動を含む。）」をいう。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公益上特に必要と認めるとき。

## 【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）抜粋】

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第 4 条 市長は、必要があると認めるときは、平成 22 年 5 月 26 日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

- (1) 省略
  - (2) 省略
  - (3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者
    - ア 公有財産規則第 26 条に規定する使用許可申請書を部局の長に提出した者
    - イ 部局の長が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては、当該使用許可に係る使用者
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者
      - (ア) 行政財産の使用許可に係る手続きについての事務の連絡を行う者その他の関係者
      - (イ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者
  - (4) 省略
  - (5) 省略
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者
- 2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月条例第 40 号）の規定に従わなければならない。

第 5 条 前条第 1 号に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 前条第 1 項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 前条第 1 項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
  - ア 前条第 1 項各号に掲げる者
  - イ 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
  - ウ 前条第 1 項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者を下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること

この許可書は使用時に学校（園）長に提示してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可書

受付番号 No.

年 月 日

申請者

住 所：〒 .....

職業又は団体名： .....

氏名（代表者）： .....

電 話 番 号： .....

使用学校園	神戸市立 学校・幼稚園
行 事 名	
使用目的	
使用中の責任者	住所： 氏名： 電話：
使用日時	月 日（ 曜日）（午前・午後） 時 分～（午前・午後） 時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（ 室） 校庭 その他（ ）
特別設備	有・無
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他： ）
参集人員	約 名（参集者の内容： ）
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当

上記申請について、使用を許可いたします。  
また、使用にあたり、下記に使用料の記載がある場合は納期限までに納めてください。

年 月 日

神戸市教育長

使用区分	平日 土曜 日曜 祝日 / 午前 午後 夜間 午前・午後 午後・夜間 終日
	使 用 料 円
納入通知書番号 No.	調定（発行）日 月 日 納 期 限 月 日
使用条件	

**（不服申立の教示）** この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができる。

**（取消訴訟の提起に関する事項の教示）** この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市教育委員会 代表者 教育長）を被告として提起することができる。

## 【神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和 42 年 10 月 5 日教委規則第 10 号）抜粋】

（使用者・利用者の遵守事項）

第 12 条 使用者その他学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた学校施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 火災及び盗難の防止に努め、危険な行為を行わないこと。
- (4) 学校運営に支障を生じる行為をしないこと。
- (5) 附属設備の設置、移動及び撤去は、原則として使用者において行うこと。
- (6) 会場の準備、原状回復及び退室は、すべて許可された使用時間内において行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、校園長その他係員の指示に従うこと。

（使用許可の撤回・使用の停止）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。
  - (2) 委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。
- 2 前項の規定により使用許可を撤回し、又は使用を停止したときは、教育長は、理由を付してその旨を使用者及び当該校園長に通知するものとする。

（原状回復義務）

第 14 条 使用者は、その使用を終わったとき（使用許可の撤回及び使用の停止を含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者は、使用者その他学校施設を利用する者が学校施設を損傷したときは、教育長が指定する期間内にこれを原状に回復し、又はその損傷を賠償しなければならない。

この報告書は学校（園）にて保存してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可通知書 兼 使用状況報告書（学校控）

受付番号 No.

年 月 日

申請者

住 所：〒

職業又は団体名：

氏名（代表者）：

電 話 番 号：

使用学校園	神戸市立 学校・幼稚園
行 事 名	
使用目的	
使用中の責任者	住所： 氏名： 電話：
使用日時	月 日（ 曜日）（午前・午後） 時 分～（午前・午後） 時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（ 室） 校庭 その他（ ）
特別設備	有・無
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他： ）
参集人員	約 名（参集者の内容： ）
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当

上記使用を許可しましたので、通知いたします。

年 月 日 神戸市教育長

使用日	年 月 日	校長	教頭	係
使用状況	施設損傷等：有（ ）・無 （使用状況の詳細）			
主たる事務従事者	氏名			
従たる事務従事者	氏名			

※この報告書は学校（園）にて保存し、次葉を教育委員会へ提出してください。

神戸市立学校施設目的外使用状況報告書

受付番号 No.

年 月 日

申請者

住 所：〒.....

職業又は団体名：.....

氏名（代表者）：.....

電 話 番 号：.....

使用学校園	神戸市立 学校・幼稚園
行 事 名	
使用目的	
使用中の責任者	住所： 氏名： 電話：
使用日時	月 日（ 曜日）（午前・午後） 時 分～（午前・午後） 時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（ 室） 校庭 その他（ ）
特別設備	有・無
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他： ）
参集人員	約 名（参集者の内容： ）
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当

下記の通り使用状況を報告いたします。

神戸市教育長 様

神戸市立 学校（園）長

使用日	年 月 日
使用状況	施設損傷等：有（ ）・無 (使用状況の詳細)
主たる事務従事者	氏名
従たる事務従事者	氏名

※この報告書を教育委員会へ提出してください。